

KC's NEWS

ケーシーズ

NO.107(2024.5.27)

発行所:KC's 事務局〒540-0024 大阪市中央区
南新町一丁目 2 番 4 号椿本ビル 5 階 502 号室
TEL:06-6920-2911 FAX:06-6945-0730
Email:info@kc-s.or.jp

より詳しくご覧になりたい方は
当団体ウェブサイトへ。→
<https://www.kc-s.or.jp/>



当団体は、第6回津谷裕貴・消費者法学術実践賞を受賞しました。

当団体は、この度第6回津谷裕貴・消費者法学術実践賞を受賞し、その授賞式が3月22日に主婦会館プラザエフにて開催されました。

津谷裕貴・消費者法学術実践賞は、消費者問題の解決や消費者法の発展に大きな貢献をされてきた故津谷裕貴弁護士の遺志を受け継ぎ、故人の願いである消費者被害の根絶や消費者法のさらなる発展を後押しするために、消費者被害の根絶や消費者問題の解決さらには消費者法の発展などに寄与した研究者および実務家等を顕彰するものです。



授賞式の西島秀向理事長



授賞理由としましては、最高裁令和4年12月12日判決を含む差止請求訴訟及び裁判外の申入れ活動や裁判外での自主的返金の申入れや2件の共通義務確認訴訟などの集団的被害回復業務の他、消費者と事業者の双方向コミュニケーション研究会などの取組を評価いただきました。

今後も差止請求・被害回復などの活動を通じ、消費者被害の防止・救済の活動に取り組んでまいります。

2024年度KC's 通常総会及び総会記念シンポジウムのご案内

2024年度の通常総会及び総会記念シンポジウムを下記の通り開催いたします。なお通常総会の書面による正式な開催案内は6月初旬に発送を予定しています。

1. 日 時： 2024年6月29日（土）13時30分～16時30分（予定）
2. 場 所： マイドームおおさか8階第1・第2会議室及びWeb参加
3. 総会議題：
 - <第1号議案> 2023年度事業報告承認の件
 - <第2号議案> 2023年度決算承認の件
 - <報告事項1> 2024年度事業計画の件
 - <報告事項2> 2024年度活動予算の件
4. タイムスケジュール（予定）：
 - 13：30～14：20 通常総会
 - （14：20～14：30 休憩）
 - 14：30～16：30 総会記念シンポジウム

～～～ 総会記念シンポジウム ～～～

1. テーマ： 「消費者法制のパラダイムシフトってなんだ?!」

現代社会の生活空間はデジタル空間、急速に進化する生成 AI の中はブラックボックス、無意識のうちに「同意」ボタンを押している同意疲れ、選択しているようで選択させられているダークパターン・・・もはや正しい情報を与えられたならば、合理的な行動を行えるはずという消費者像は妥当しない、そのときどきの置かれた状況の中で、消費者は誰もが脆弱性を有しているのではないか・・・。

既存の法律の枠組みに捉われない抜本的な検討が、内閣府消費者委員会の「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会」において始まりました。どういう議論がさ

れ、どういう方向にいかうとしているのか、消費者、事業者の皆さんと一緒に、報告と意見交換で学びます。

<基調講演>

鹿野菜穂子 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
内閣府消費者委員会委員長

- ・片山登志子 KC's 副理事長、弁護士
KC's 双方向コミュニケーション研究会
座長
- ・二之宮義人 KC's 常任理事、弁護士
消費者委員会「消費者法制度のパラダイム
シフトに関する専門審査会」委員

- ・カライスコス・アントニオス KC's 理事
龍谷大学法学部 教授

2. 参加形態： 上記会場参加及びWeb参加

3. 参加費： 無料

4. お申込み： 6/20(木)までに、下記 URL か、チラシ記載の QR コードから
お申込みください。

<https://forms.office.com/r/njDBjxA34n>

※Web参加の方には、開催前日までにEメールにて
参加方法等をご案内します。

5. お問い合わせ： KC's事務局 電話 06-6920-2911

Eメール info@kc-s.or.jp



株式会社スターリーナイトカンパニーに対して、消費者契約法に違反する
と考えられる同社のチケット規約の一部使用停止を求める差止請求訴訟を
大阪地方裁判所に提起しました。

当団体は、株式会社スターリーナイトカンパニーに対して、2021年12月に一方的に
中止されたイベントについて、「特定適格消費者団体」としてチケット代金の返金を求める

被害回復訴訟に取り組んでいます。

上記被害回復訴訟は、同社の不特定多数の被害者（消費者）に対するチケット代金相当額の返還義務の確認等を求める訴訟ですが、他方で、同社は現在もなおイベント中止の場合でも参加者（消費者）にはチケット代金の返金をしないという不当な内容のチケット規約の使用を継続しており、今後も、新たな消費者被害を発生させる危険があります。

そこで、当団体は、違法な規約類の差止請求を行う団体訴権を持つ「適格消費者団体」として、2024年3月28日同社に対し規約の一部使用停止を求める差止請求訴訟を大阪地方裁判所に提起しました。



また同時に進めている被害回復の共通義務確認訴訟の期日も第9回目が4月25日に行われました。

株式会社ライズに対して、ホームページ上の記載や、契約条項の記載の改善を求める「申入書兼要請書」を送付し、回答を受領しました。

当団体はスポーツジムを経営する株式会社ライズに対して、2023年5月から、ホームページ上の記載や、契約条項の記載に関して、お問合せ活動を行ってまいりましたが、この



度、消費者契約法に反するとみられる箇所につきましては申入れ活動を行うこと、それ以外の箇所については要請活動を行うことといたしました。そこで2024年3月28日付けで同社へ「申入書兼要請書」を送付しました。

それに対して4月26日付けで指摘事項に対する対応を進める旨の回答を受領しました。

JNTLコンシューマーヘルス株式会社が提供するリステリンの表示の問題について「要請書」を送付し、それに対する回答を受領しました。

当団体は、洗口液「リステリン」の商品ラベル等の表示における、「殺菌力」「マウスウォッシュ売上」「No. 1」といった文言は、消費者の誤認を招くおそれがあると考え、2023年2月、当時この商品を取り扱っていたジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社に対し「お問合せ」を行いました。受領した回答を基に検討を行った結果、この表示は不当景品類及び不当表示防止法上の問題があるものとの結論に達し、8月28日付けで表示の差止めを求める「申入書」を送付しました。



その後「リステリン」に関する事業は、JNTLコンシューマーヘルス株式会社へ継承されたことが判明したことから、当団体は、改めて8月2

8日付け申入書書面を同社に送付し、その後9月26日付けでの回答を受領しました。回答を受け、当団体は表示見直しについて、具体的にどのように表示の変更を行うのか及びその時期を尋ねる「再お問合せ」を11月27日付けで送りました。それに対し同社からは12月26日付けで具体的な表示見直しの時期が明記された回答を受領しました。しかし、当団体が確認したところ、一部の商品については従来の表示がそのまま使用されているものもあることから、当団体は同社に対し2024年3月28日付けで「要請書」を送付しました。4月30日付けで同社より、表示の変更計画を前倒して進める旨の回答を受領しました。

USJ のチケット利用規約のキャンセル・転売条項の差止めを求めた第4回控訴審が行われました。

当団体は合同会社ユー・エス・ジェイの運営するユニバーサル・スタジオ・ジャパンの「WEB チケットストア利用規約」の契約条項には、消費者契約法に反し不当と思われる点があり、当該条項の修正・削除などを求めた差止請求訴訟の地裁判決を受け、大阪高等裁判所に控訴していましたが、控訴審の第4回期日（裁判）が、4月17日（水）14時30分より行われました。



株式会社ラドルチェに対する共通義務確認訴訟第4回期日が開かれました。

脱毛サービスを提供していたエステティックサロンを運営する株式会社ラドルチェに対する、消費者裁判手続特例法に基づく共通義務確認訴訟の第4回期日が、4月18日（木）15時より大阪地方裁判所で行われました。

次回期日は6月12日（水）14時30分となりました。



「消費者ネット関西」2024年度総会「記念講演会」のご案内

西田公昭先生と学ぶ

～～～消費者被害の実際と消費者心理～～～

人はなぜ騙されるのか？人の心にはどんな弱さがあって、それが消費者としての選択にどのような影響を与えるのか。それを専門家である西田先生から学びます。

日 時：2024年6月22日（土）14時30分～

場 所：大阪弁護士会館 1002号室

講 師：西田 公昭 教授

立正大学心理学部教授・日本社会心理学会会長



この講演は当団体も後援しております。

どなたでもZoomオンラインで視聴いただけます。

右のQRコードより、アクセスの上、ご参加ください。



なお、お問合せは、NPO 法人消費者ネット関西事務局

電話&FAX 06-6229-6160までお願いします。